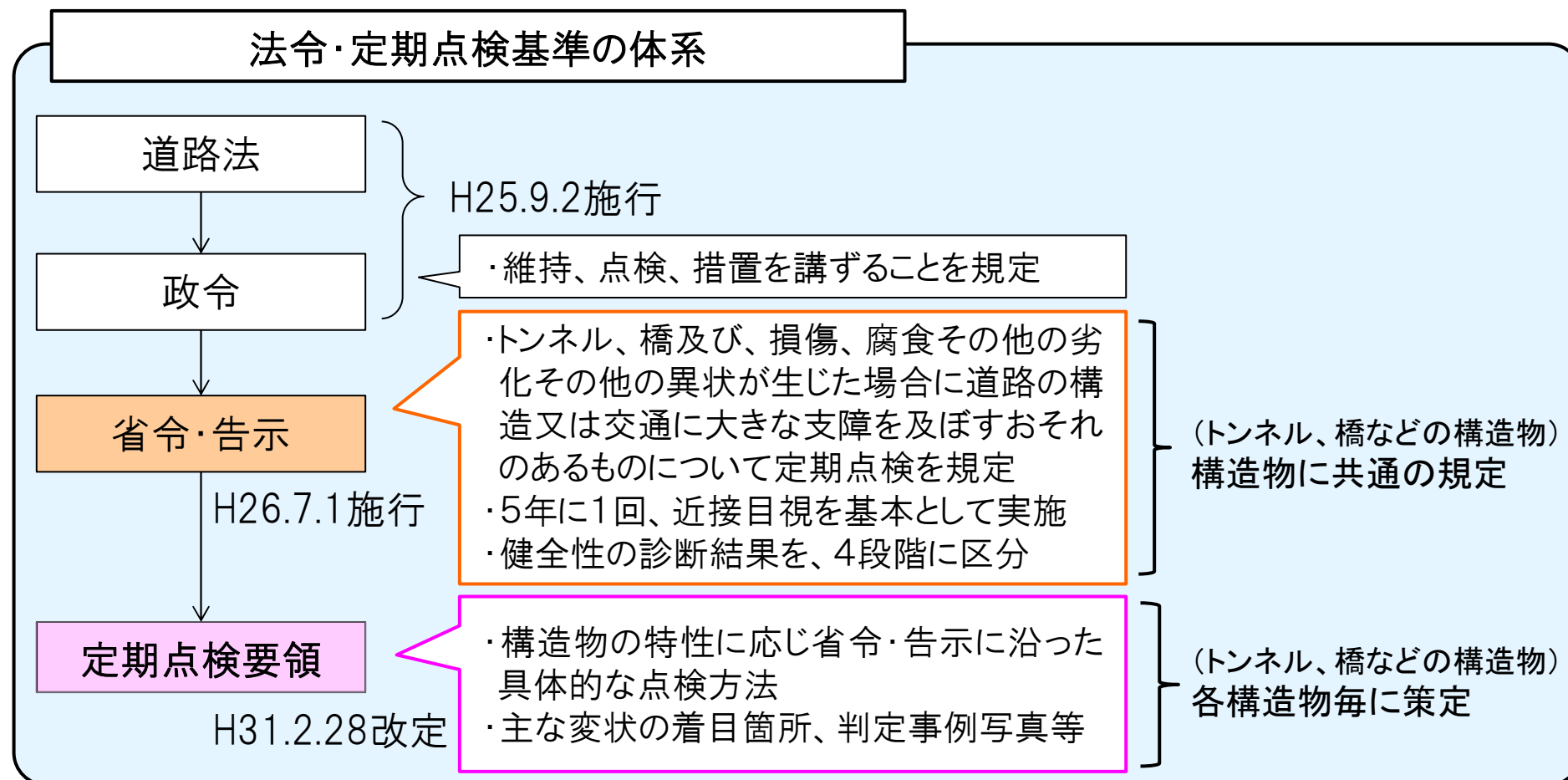


道路鉄道連絡会議の概要

省令・告示・定期点検基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 点検方法を具体的に示す定期点検基準を策定。(トンネル、橋などの構造物毎)
- ③ 市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。(トンネル、橋などの構造物毎)



2020年度 橋梁点検結果(道路管理者別)

○橋梁については2014～2018年度における1巡目点検(以降、1巡目点検)が完了し2019年度より2巡目の点検に着手したところです橋梁は2015(H27)年度に比べ10ポイント増加するなど1巡目点検より進捗しています。

○点検を実施した橋梁のうち、約9%は早期に修繕が必要

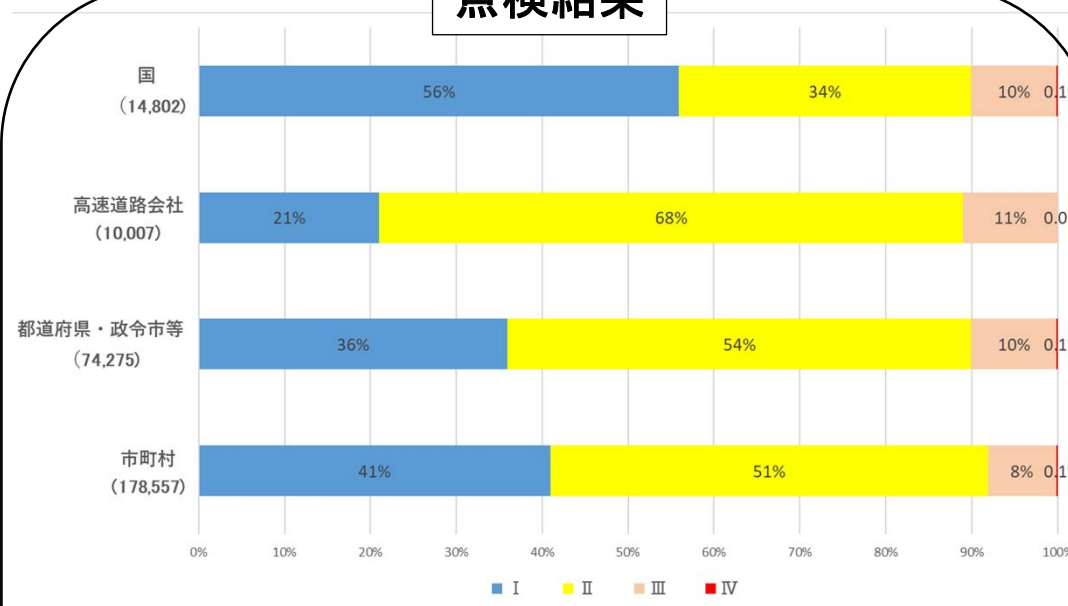
点検実施率2020年度

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国	38,685	37,708	14,802	39% (34%)
高速道路会社	24,095	23,465	10,007	43% (35%)
都道府県・政令市等	188,369	187,182	74,275	40% (31%)
市町村	476,396	474,201	178,557	38% (26%)
合計	727,545	722,556	277,641	38% (28%)

※1：2021年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014～2015年度)における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

点検結果



区分	状態
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

2020年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

○第三者被害予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約43%であり、そのうち約22%は早期に修繕が必要

点検実施率

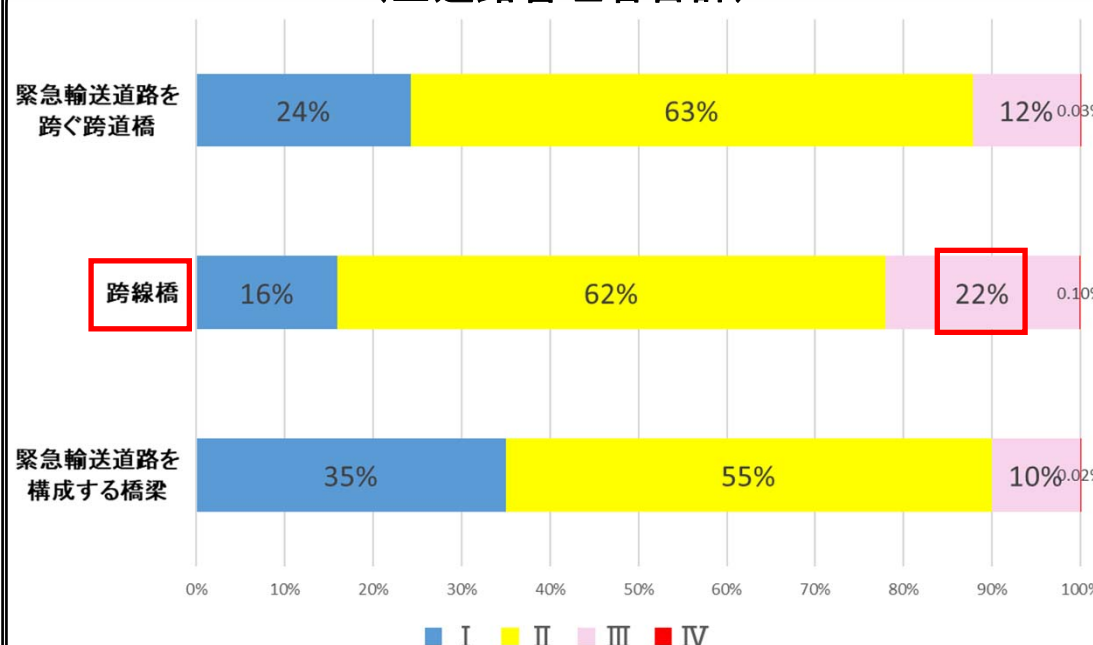
○2巡目(2020年度)までの点検実施率
(全道路管理者合計)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	16,009	15,541	6,666	43%
跨線橋	9,665	9,492	3,499	37%
緊急輸送道路を構成する橋梁	126,940	124,803	56,338	45%

※2021年3月末時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

点検結果

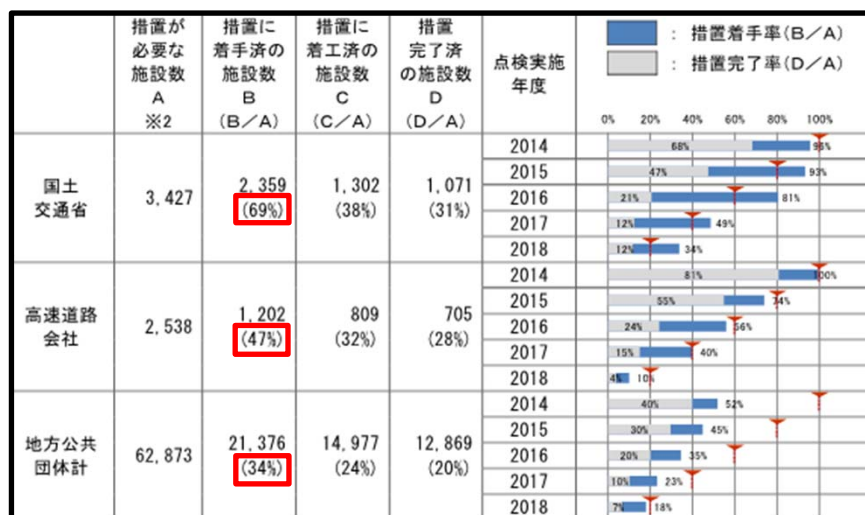
○2巡目(2020年度)までの判定区分率
(全道路管理者合計)



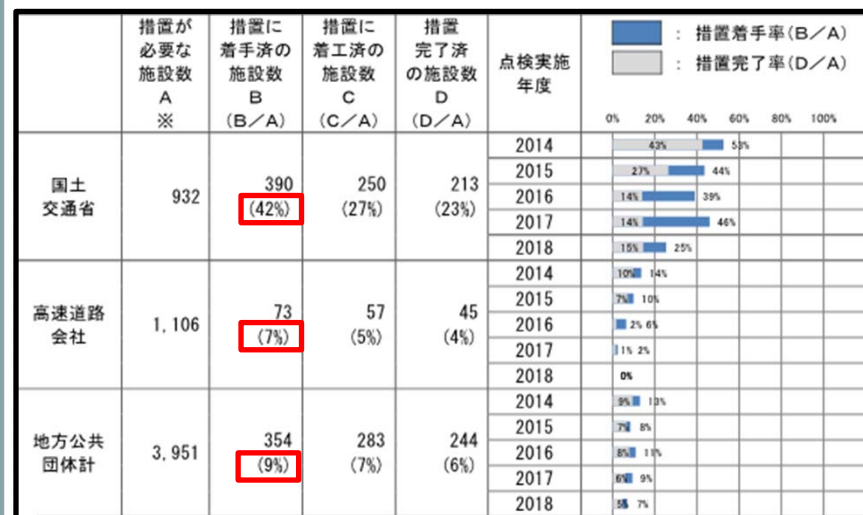
修繕実施状況(平成26～30年度点検橋梁)

- 1巡目の平成26～30年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ、Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点において国土交通省管理で69%、地方公共団体管理で34%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ、Ⅳ)の修繕よりも着手した割合は低い状況。

判定区分Ⅲ、Ⅳの措置(道路管理者別)



判定区分Ⅱの措置(道路管理者別)



跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の概要

通達本文

- ➡ ①点検計画の協議にあわせ、点検結果を踏まえた修繕工事の協議開始時期や工事実施時期等について、あらかじめ協議
- ➡ ②緊急に修繕工事を行う必要が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じることを鉄道事業者に確認
- ➡ ③点検計画、修繕工事計画について、地方整備局（メンテナンス会議会長）が一括して協議
- ➡ ④協議の実施にあたり、「**道路鉄道連絡会議（仮称）**」を設置

（別紙1）

確認書（案）

- ➡ メンテナンス会議会長と鉄道事業者が一括協議して文書で確認するための「確認文書（案）」を添付

（別紙2）

協定書（案）

- ➡ 修繕工事実施前に各道路管理者と鉄道事業者が個別に協議を行う際の雛形として「協定書（案）」を添付

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社		道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】				跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議
直轄						【道路メンテナンス 会議の下部組織】	【道路メンテナンス 会議の下部組織】
公社						＜事務局＞ 国道事務所	＜事務局＞ 国道事務所
都道府県 市区町村							
道路 法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】	＜事務局＞ 国道事務所		_____	_____	

対象施設・構成員・役割

対象施設

- 鉄道を跨ぐ全ての道路橋(跨線橋)
- 道路を跨ぐ全ての鉄道橋(跨道鉄道橋)

構成員

- 地方整備局(道路部、直轄事務所)
- 地方運輸局(鉄道部)
- 地方公共団体(都道府県、政令市、市町村)
- 高速道路会社(NEXCO、首都高速、阪神高速、本四高速)
- 鉄道事業者

役割

- 点検計画、修繕※計画等の調整(※修繕には耐震補強を含む)
- メンテナンスに関する情報共有
- 耐震補強に関する情報共有
- その他要望、要請事項、意見交換等

福井県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「福井県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、福井県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(構 成)

第4条 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局福井河川国道事務所長、副会長は中部運輸局鉄道部技術課長、福井県土木部道路保全課長及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、近畿地方整備局福井河川国道事務所道路管理課、

中部運輸局鉄道部技術課、福井県土木部道路建設課、道路保全課及び中日本高速道路株式会社金沢支社福井保全・サービスセンターにおいて処理する。

(開催頻度)

第6条 会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、会議の審議・承諾を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 2月 6日から施行する。

本規約は、令和 3年 3月25日から改正する。

本規約は、令和 4年 3月17日から改正する。

福井県道路鉄道連絡会議 名簿

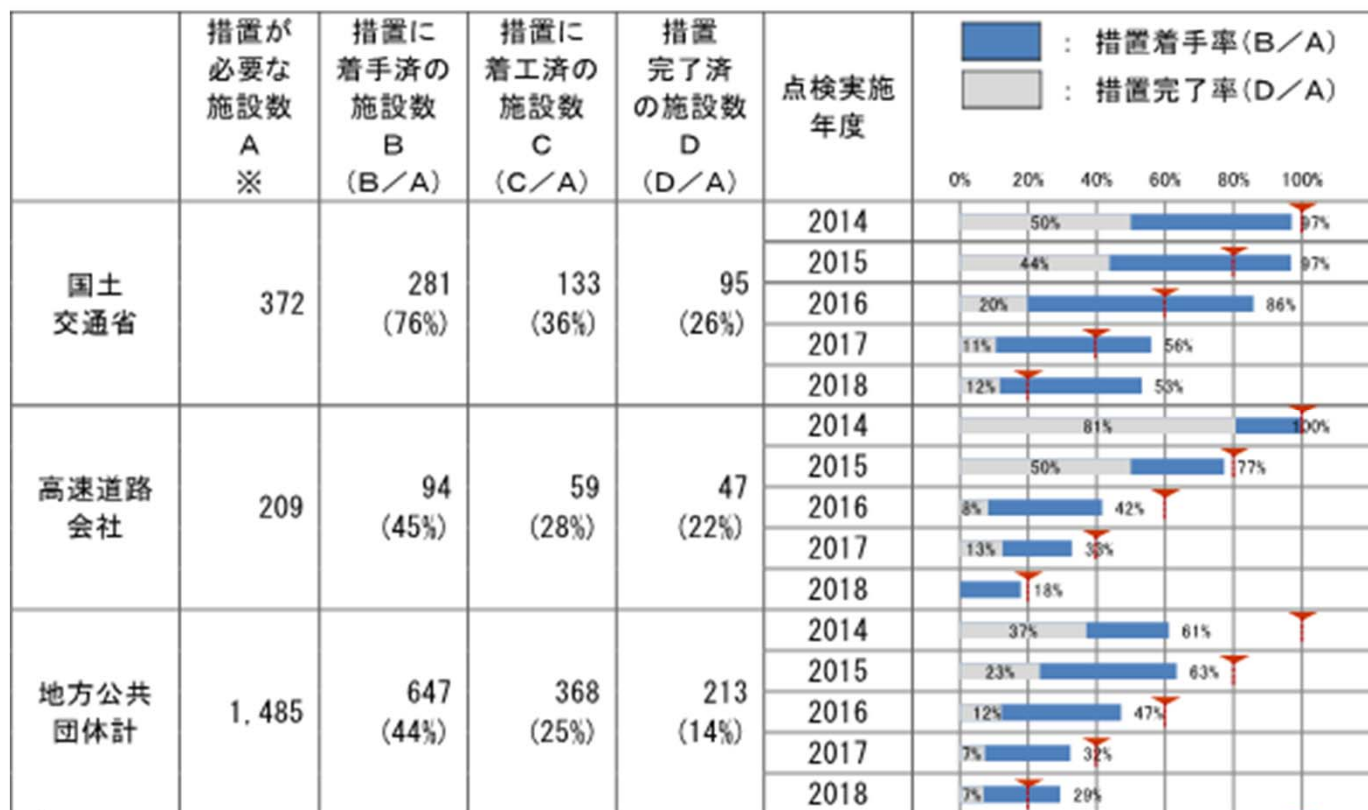
	所 属	役 職
会 長	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所	所 長
副会長	国土交通省 中部運輸局 鉄道部	技術・防災課長
	福井県 土木部	道路建設課長
副会長	福井県 土木部	道路保全課長
副会長	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 敦賀保全・サービスセンター	所 長
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 高速道路事業部	企画統括課長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所	所 長
	西日本高速道路株式会社 関西支社 保全・サービス事業部	保全サービス統括課長
	福井市	建設部長
	小浜市	産業部長
	大野市	くらし環境部長
	鯖江市	都市整備部長
	あわら市	土木部長
	越前市	建設部長
	坂井市	建設部長
	おおい町	建設課長
	西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室企画課	企画課長
	日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部 関西保全技術センター	所 長
	福井鉄道 鉄道部	鉄道部長
	えちぜん鉄道 技術部	技術部長
アドバイザー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	地域道路課長
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 道路管理課	
	国土交通省 中部運輸局 鉄道部 技術課	
	福井県 土木部 道路建設課、道路保全課	
	中日本高速道路株式会社 金沢支社 福井保全・サービスセンター	

跨線橋の点検結果及び修繕状況について

跨線橋の点検及び修繕の計画的実施について(全国)

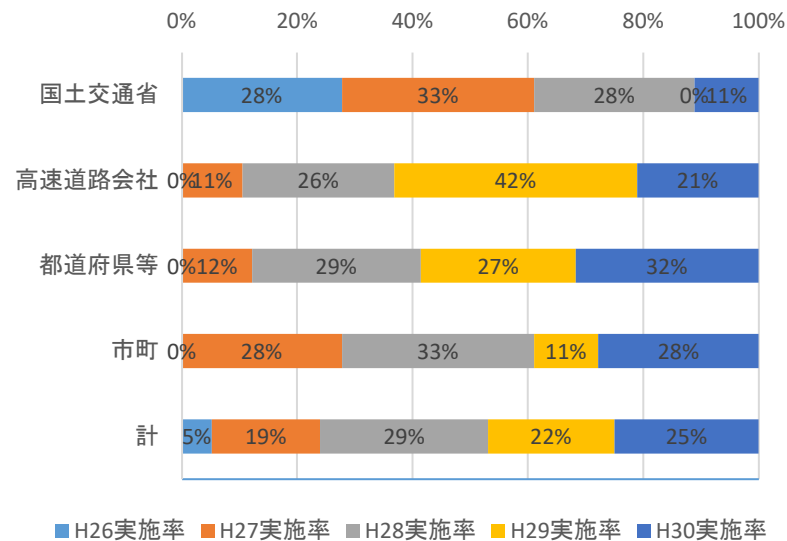
- 1巡目点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された跨線橋で、2019年度までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省 76%、高速道路会社 45%、地方公共団体 44%です。
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、地方公共団体における2014年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された跨線橋の修繕等措置の着手率は61%と遅れています。

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況

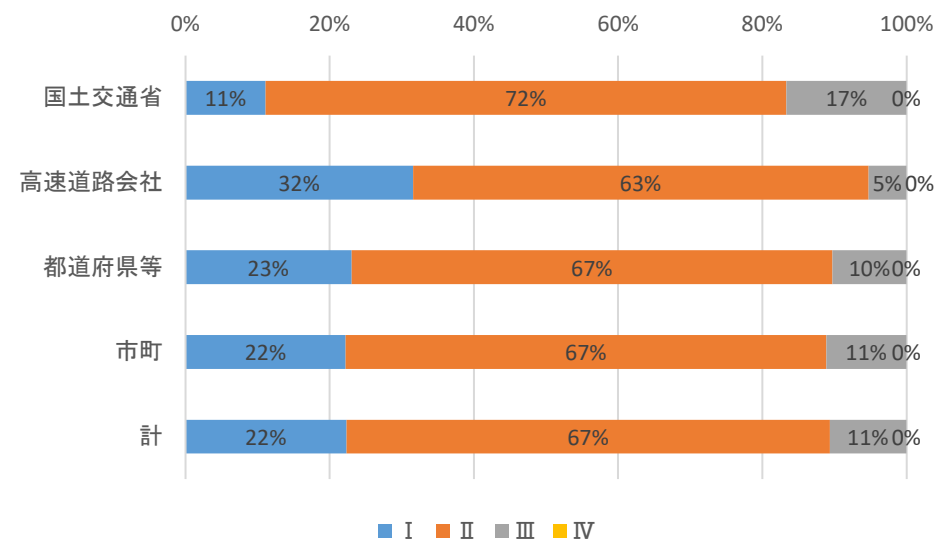


跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・福井県)

点検実施率(1巡目H26～H30)



点検結果(1巡目H26～H30)

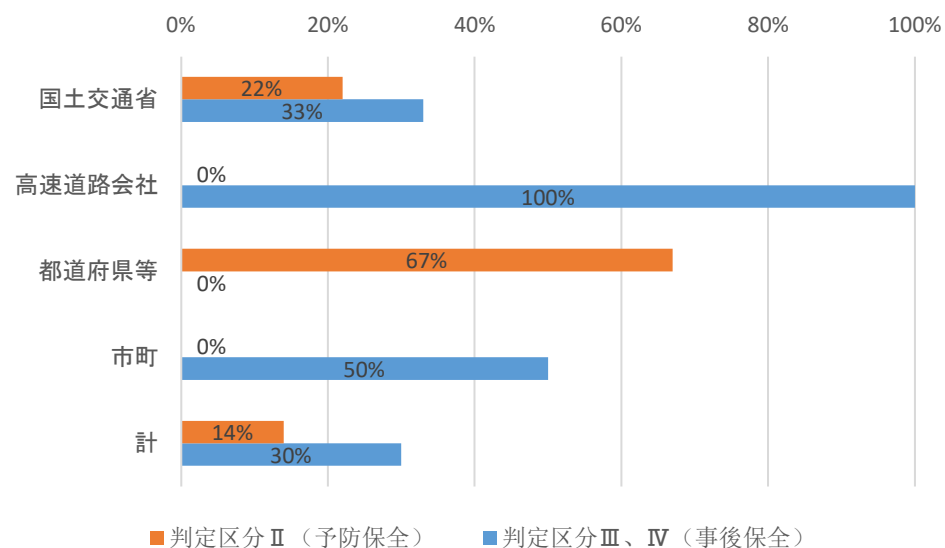


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検区分による修繕率(道路管理者別・福井県)

管理者別の点検区分による修繕率

道路管理者	1巡目(H26~H30)点検橋梁修繕状況					
	判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕(事後保全)			判定区分Ⅱの修繕(予防保全)		
	対象施設数	修繕数	修繕率	対象施設数	修繕数	修繕率
国土交通省	3	1	33	9	2	22
高速道路会社	1	1	100	12	0	0
都道府県等	4	0	0	3	2	67
市町	2	1	50	5	0	0
計	10	3	30	29	4	14



- Ⅰ 構造物の機能に支障が生じていない状態
- Ⅱ 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- Ⅲ 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- Ⅳ 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 1/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業 者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再判 定区 分
1	丸山高架橋(下)	マルヤマコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1987	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	I	不要	-
2	丸山高架橋(上)	マルヤマコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	441.0	9.1	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	II	未	未
3	丸山側道橋(上)	マルヤマソコドウキョウ(ノボリ)	国道8号	1972	100.0	2.6	国土交通省	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	III	未	未
4	越美北線跨線橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1973	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	済	II
5	越美北線跨線橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1967	27.0	12.1	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	済	I
6	下荒井高架橋(下)	シモアライコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1990	149.0	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未	II
7	下荒井高架橋(上)	シモアライコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1971	169.5	10.5	国土交通省	福井県	福井市	JR西日本	II	未	II
8	鯖江高架橋(下)	エツミホクセンコセンキョウ(クダリ)	国道8号	1995	343.4	9.1	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	II	未	II
9	鯖江高架橋(上)	エツミホクセンコセンキョウ(ノボリ)	国道8号	1993	343.4	9.5	国土交通省	福井県	鯖江市	JR西日本	II	未	II
10	行松高架橋(下)	ユキマツコウカキョウ(クダリ)	国道8号	1988	676.5	9.7	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要	II
11	行松高架橋(上)	ユキマツコウカキョウ(ノボリ)	国道8号	1988	676.5	9.5	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	II	不要	II

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 2/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再判 定区 分
12	行松高架橋・下ON	ユキマツコウカキョウ・クダリ オン	国道8号	1988	137.2	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
13	行松高架橋・上OFF	ユキマツコウカキョウ・ノボリ オフ	国道8号	1988	126.7	6.6	国土交通省	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
14	泉跨線橋	イズミコセンキョウ	国道8号	1956	28.4	8.2	国土交通省	福井県	敦賀市	日本貨物鉄 道	Ⅲ	済	I
15	鳩原跨線橋	ハトハラコセンキョウ	国道8号	1952	14.8	6.7	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅲ	未	未
16	河原高架橋(下)	カワハラコウカキョウ(クダ リ)	国道8号	1977	260.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	Ⅱ
17	河原高架橋(上)	カワハラコウカキョウ(ノボ リ)	国道8号	1989	257.0	10.0	国土交通省	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	Ⅱ
18	城山跨線橋	シロヤマコセンキョウ	国道27号	2007	37.0	19.0	国土交通省	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	-
19	木の芽川橋(1)	キノメガワバシ(1)	北陸 自動車道	1980	277	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
20	木の芽川橋(2)	キノメガワバシ(2)	北陸 自動車道	1980	289	9.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	Ⅱ	未	未
21	湯尾第2橋	ユノオダ2キョウ	北陸 自動車道	1977	23	13.9	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅲ	済	Ⅱ
22	日野川橋(1)	ヒノガワバシ(1)	北陸 自動車道	1977	308	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅱ	未	未

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 3/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再判 定区 分
23	日野川橋(2)	ヒノカワハシ(2)	北陸 自動車道	1977	300	9.8	NEXCO 中日本	福井県	南越前町	JR西日本	Ⅱ	未	未
24	天王第1高架橋(1)	テンノウダイ1コウカキョウ (1)	北陸 自動車道	1976	124	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
25	天王第1高架橋(2)	テンノウダイ1コウカキョウ (2)	北陸 自動車道	1976	135	10.0	NEXCO 中日本	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	未
26	越前橋	エチゼンハシ	北陸 自動車道	1975	14	12.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	Ⅱ
27	越前橋	エチゼンハシ	北陸 自動車道	1975	14	12.8	NEXCO 中日本	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	Ⅱ
28	牛の谷橋	ウシノヤハシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	Ⅱ	未	未
29	牛の谷橋	ウシノヤハシ	北陸 自動車道	1973	25	10.8	NEXCO 中日本	福井県	あわら市	JR西日本	Ⅱ	未	未
30	鳥羽川橋	トバカワハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	357	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I	不要	I
31	岩屋橋	イワヤハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	52	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	未	Ⅱ
32	気山高架橋	キヤマコウカキョウ	舞鶴若狭 自動車道	2014	697	11.2	NEXCO 中日本	福井県	若狭町	JR西日本	I	不要	I
33	野松西橋	ノマツニシハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	43	12.4	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	I
34	野松東橋	ノマツヒガシハシ	舞鶴若狭 自動車道	2014	34	7.5	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	I

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 4/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
35	上ノ谷橋	ウエノタニバシ	舞鶴若狭自動車道	2014	181	6.3	NEXCO 中日本	福井県	美浜町	JR西日本	I	不要	I
36	敦賀衣掛大橋	ツルガキヌガケオオハシ	舞鶴若狭自動車道	2014	560	11.8	NEXCO 中日本	福井県	敦賀市	JR西日本	I	不要	-
37	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	舞鶴若狭自動車道	2011	495	10.7	NEXCO 西日本	福井県	小浜市	JR西日本	II	未	未
38	大願寺跨線橋(下り)	ダイガンジコセンキョウ(クダリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	済	III
39	大願寺跨線橋(上り)	ダイガンジコセンキョウ(ノボリ)	国道416号	1976	175.0	8.7	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	済	III
40	和久里高架橋	ワクリコウカキョウ	県道小浜インター線	2009	293.5	8.4	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要	I
41	安光立体交差橋	ヤスミツリツタイコウサキョウ	主要地方道 芦原丸岡線	1975	246.1	9.2	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未	未
42	福島立体交差橋	フクシマリツタイコウサキョウ	主要地方道 丸岡川西線	1975	226.0	9.9	福井県	福井県	坂井市	JR西日本	III	未	未
43	鯖波跨線橋	サハナミコセンキョウ	国道305号	1990	180.0	11.1	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	不要	-
44	大鶴目跨線橋	オオツルメコセンキョウ	県道今庄停車場線	1986	155.0	11.3	福井県	福井県	南越前町	JR西日本	II	不要	II
45	そのべ陸橋	ソノベリツキョウ	主要地方道 坂本高浜線	2002	283.0	9.6	福井県	福井県	高浜町	JR西日本	II	不要	-
46	あじさい大橋	アジサイハシ	主要地方道 上中田烏線	1996	186.5	14.1	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	II	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 5/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再判定 区分
47	錦立体橋	ニシキリツタイキョウ	県道小曾原 武生線	1970	224.5	10.9	福井県	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
48	家久高架橋(上り)	イヒサコウキョウ(ノホリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	I	不要	-
49										福井鉄道	I	不要	-
50	家久高架橋(下り)	イヒサコウキョウ(クダリ)	県道寺武生 線	2012	518.65	8.29	福井県	福井県	越前市	JR西日本	I	不要	-
51										福井鉄道	I	不要	-
52	北府跨線橋	キタフコセンキョウ	主要地方道 武生美山線	1962	40.6	11.7	福井県	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
53	平野高架橋	ヒラノウカキョウ	県道本保平 野線	1994	175.5	10.5	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
54	北鯖江跨線橋	キタサハエコセンキョウ	県道徳光鯖 江線	1984	168.0	10.0	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
55	後瀬山跨線橋	ノチセヤマコセンキョウ	主要地方道 小 浜停車場線	2000	207.5	8.0	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	Ⅲ	未	未
56	鳥羽跨線橋	トバコセンキョウ	主要地方道 上中田烏線	1989	222.8	8.2	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	不要	-
57	上鯖江跨線橋	カミサハエコセンキョウ	県道福井鯖 江線	1995	238.3	8.1	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
58	清水跨線橋	シミスコセンキョウ	国道417号	1982	183.6	7.2	福井県	福井県	鯖江市	JR西日本	Ⅱ	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 6/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再 判定 区分
59	縄文の里大橋	ジョウモンノサトオオハシ	国道162号	1999	202.0	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅱ	不要	—
60	天筒橋歩道橋	テンツツハシホトウキョウ	国道476号	1994	157.5	3.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	Ⅰ	不要	—
61	本所川跨線橋	ホンジョカワコセンキョウ	主要地方道 小浜綾部線	2000	37.5	10.8	福井県	福井県	小浜市	JR西日本	Ⅱ	不要	—
62	若狭鳥羽高架橋	ワカサバコウカキョウ	主要地方道 上中田烏線	2013	207.55	8.6	福井県	福井県	若狭町	JR西日本	Ⅰ	不要	—
63	神明橋	シンメイバシ	国道417号	1981	10.2	11.8	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん 鉄道	Ⅰ	不要	—
64	東藤島高架橋(西側)	ヒガシフジシマコウカキョウ (ニシガワ)	国道416号	1983	230.0	19.25	福井県	福井県	福井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	Ⅱ
65	高木跨線橋	タカキコセンキョウ	主要地方道 福井丸岡線	1960	17.8	10.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅲ	未	Ⅲ
66	高木跨線橋側道橋 (上り)	タカキコセンキョウソクドウ キョウ(ノホリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	未	Ⅲ
67	高木跨線橋側道橋 (下り)	タカキコセンキョウソクドウ キョウ(クダリ)	主要地方道 福井丸岡線	1982	30.5	1.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
68	丸山陸橋	マルヤマリックキョウ	主要地方道 小浜綾部線	1981	40.0	9.1	福井県	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
69	大町跨線橋	オオマチコセンキョウ	県道三尾野 別所線	1974	180.0	16.3	福井県	福井県	福井市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ
70	富田跨線橋	トミタコセンキョウ	県道五条方松 原出勝山線	2006	162.0	11.3	福井県	福井県	大野市	JR西日本	Ⅱ	不要	Ⅱ

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 7/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
71	松岡観音跨線橋	マツオカカンノンコセンキョウ	県道舟橋松岡線	2007	158.0	9.7	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	I	不要	-
72	計石跨線橋	ハカリイシコセンキョウ	国道158号	1995	87.0	12.4	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
73	天筒橋	テツツハシ	国道476号	1994	400.2	11.5	福井県	福井県	敦賀市	日本貨物鉄道	II	不要	II
74	上志比跨線橋	カミヒシコセンキョウ	県道上志比インター線	2008	200.0	8.3	福井県	福井県	永平寺町	えちぜん鉄道	I	不要	-
75	式の畝跨線橋	ニノセコセンキョウ	国道158号	2011	54.5	8.5	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
76	宿布大橋	シュクヌノオオハシ	国道158号	1987	195.5	12.9	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	II
77	宿布橋	シュクヌノハシ	国道158号	1937	9.9	7.2	福井県	福井県	福井市	JR西日本	II	不要	-
78	吉野高架橋	ヨシノウカキョウ	県道 福井鯖江線	2017	221.6	13.0	福井県	福井県	越前市	福井鉄道	II	不要	II
79	開発跨線橋	カイホツコセンキョウ	市道 環状西線	1988	148.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	II	未	未
80	花堂跨線橋	ハナンドウコセンキョウ	市道 花堂線	2001	191.0	12.8	福井市	福井県	福井市	JR西日本	II	未	未
81	石盛跨線橋	イシモリコセンキョウ	市道 川西国道線	1981	147.0	13.0	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	II

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 8/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定区分	修繕実施状況	再判定区分
82	小和清水跨線橋	コワショウスコセンキョウ	市道小和清水瀬ヶ口線	不明	7.3	5.3	福井市	福井県	福井市	JR西日本	I	不要	I
83	西縄手下高架橋	ニシナワテコウカキョウ	市道太興寺国分線	2007	24.0	8.0	小浜市	福井県	小浜市	JR西日本	I	不要	I
84	無名橋284	ムメイバシ284	市道 西勝原国道線	不明	7.6	3.5	大野市	福井県	大野市	JR西日本	Ⅲ	未	未
85	無名橋285	ムメイバシ285	市道 西勝原国道線	不明	7.65	3.0	大野市	福井県	大野市	JR西日本	Ⅱ	未	未
86	西山跨線橋	ニシヤマコセンキョウ	市道 西山長泉寺線	1994	80.0	8.1	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	Ⅱ	不要	Ⅱ
87	踏雲橋	フミクモバシ	市道 西山長泉寺線	1995	10.3	5.6	鯖江市	福井県	鯖江市	福井鉄道	I	不要	I
88	高塚跨線橋	タカツカコセンキョウ	市道 1-9 滝・高塚線	1986	120.0	8.8	あわら市	福井県	あわら市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
89	JR武生駅東西連絡橋	ジェイアールタケフェクトウサイレンラクキョウ	市道1302	1988	20.0	3.6	越前市	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	未	未
90	紅葉田陸橋	モミジダリクキョウ	市道1276	1971	20.0	2.7	越前市	福井県	越前市	JR西日本	Ⅲ	済	未
91	松森立体橋	マツモリリツタイキョウ	国道365号	1971	193.4	10.4	福井県	福井県	越前市	JR西日本	Ⅱ	不要	-
92	五本跨線橋	ゴホンコセンキョウ	市道坂井中央線	1980	221.0	8.3	坂井市	福井県	坂井市	JR西日本	Ⅱ	不要	-

跨線橋の点検結果及び修繕状況(福井県内) 9/9

No.	跨線橋名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		関係する 鉄道事業者	点検・ 修繕※		
								都道府県	市町村		判定 区分	修繕 実施 状況	再 判定 区分
93	エッセル橋	エッセルバン	市道三国 200号線	1992	33.0	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	未	未
94	眼鏡橋	メガネバン	市道三国55 号線	1913	14.2	5.8	坂井市	福井県	坂井市	えちぜん 鉄道	Ⅱ	不要	Ⅱ
95	潤臨の橋	マリンノバン	町道本郷尾 内線	1997	28.9	7.0	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	—
96	丸山歩道橋	マルヤマホトウキョウ	町道丸山線	2000	19.7	2.4	おおい町	福井県	おおい町	JR西日本	Ⅱ	不要	—

※記入方法

- ・判定区分: 点検実施済みの場合は判定区分「Ⅰ～Ⅳ」、点検未実施の場合は「未」を記入
 - ・修繕実施状況: 修繕実施済みの場合は「済」、修繕未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「不要」を記入
 - ・再判定区分: 修繕後、再判定実施済みの場合は再判定区分、再判定未実施の場合は「未」、修繕不要の場合は「—」を記入
- ※連続高架橋等、点検・修繕の対象箇所が複数ある場合、跨線部の状況を記入

跨線橋の点検結果(事業者別)

跨線橋の点検結果及び修繕が必要な跨線橋数(道路管理者別)

＜H26～H30点検結果及び未点検分を含めた全体数(福井県)＞

道路管理者	施設数	H26～30点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～30点検結果)			
			I	II	III	IV
国土交通省	18	18(100%)	2	13	3	0
高速道路会社	19	19(100%)	6	12	1	0
都道府県等	40	40(100%)	10	26	4	0
市町村	18	18(100%)	4	12	2	0
計	95	95(100%)	22	63	10	0

早期または緊急に修繕が必要な橋梁数

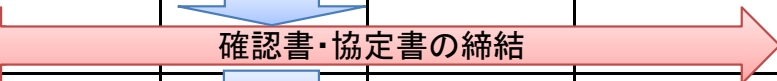
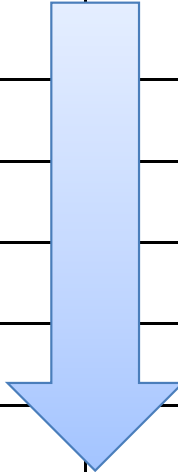
関係する鉄道事業者	管理施設数	H26～30点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～30点検結果)			
			I	II	III	IV
JR西日本(新幹線除く)	77	77(100%)	14	55	8	0
日本貨物鉄道	3	3(100%)	1	1	1	0
福井鉄道	4	4(100%)	3	1	0	0
えちぜん鉄道	11	11(100%)	4	6	1	0
計※1	95	95(100%)	22	63	10	0

※1 複数の線路を跨ぐ跨線橋の重複計上を含む

早期または緊急に修繕が必要な橋梁数

今後のスケジュール

今後のスケジュール(例)

時期		地方整備局	メンテナンス会議事務局 (国道事務所)	地方公共団体	高速道路会社	鉄道会社
R4年 1月	上旬					
	中旬					
	下旬					
2月	上旬					
	中旬					
	下旬	確認書の更新協議				
3月	上旬					
	中旬					
	下旬	道路鉄道連絡会議の開催				
4月	上旬	 貨物のみ		 確認書・協定書の締結		
	中旬					
	下旬		点検・修繕の実施			
5月	上旬					
	中旬					
	下旬					
6月	上旬					
	中旬					
	下旬					